

土木設計業務等共通仕様書\_道路編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様（H28）	県の新仕様（H29）
<p>第6209条 路側OD調査</p> <p>1．業務目的</p> <p>路側OD調査は、地整際又は県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。</p> <p>2．業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査実施要綱 自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>（1）計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の（2）に準ずるものとする。</p> <p>（3）断面交通量調査</p> <p>受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1時間単位で観測するものとする。</p> <p>（4）路側OD調査</p> <p>受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールOD調査）又は設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両及び調査票</p>	<p>第6209条 路側OD調査</p> <p>1．業務目的</p> <p>路側OD調査は、地整際又は県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。</p> <p>2．業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>（1）計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の（2）に準ずるものとする。</p> <p>（3）断面交通量調査</p> <p>受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1時間単位で観測するものとする。</p> <p>（4）路側OD調査</p> <p>受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールOD調査）又は設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両及び調査票</p>

土木設計業務等共通仕様書\_道路編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様（H28）	県の新仕様（H29）
<p>はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。</p> <p>（５）自動車航送船OD調査</p> <p>受注者は、コードラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。</p> <p>（６）マスターファイル作成</p> <p>受注者は、（３）～（５）の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。</p> <p>（７）照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（８）報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。</p> <p>（５）自動車航送船OD調査</p> <p>受注者は、コードラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。</p> <p>（６）マスターファイル作成</p> <p>受注者は、（３）～（５）の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。</p> <p>（７）照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（８）報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>

土木設計業務等共通仕様書\_道路編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様（H28）	県の新仕様（H29）
<p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>1．業務目的</p> <p>道路詳細設計は、道路予備設計（B） 或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2．業務内容</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（13）照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3）「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及</p>	<p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>1．業務目的</p> <p>道路詳細設計は、道路予備設計（B） 或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2．業務内容</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（13）照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3）設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>

土木設計業務等共通仕様書\_道路編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様（H28）	県の新仕様（H29）
<p>び主要計画図について照査を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(14) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 計画の概要</p> <p>2) 各種検討の経緯とその結果</p> <p>3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）</p> <p>4) その他必要事項</p>	<p>(14) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 計画の概要</p> <p>2) 各種検討の経緯とその結果</p> <p>3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）</p> <p>4) その他必要事項</p>

土木設計業務等共通仕様書\_道路編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様（H28）	県の新仕様（H29）
<p>第6413条 平面交差点詳細設計</p> <p>1．業務目的</p> <p>平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。</p> <p>2．業務内容</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（11）照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の（12）に準ずるものとする。</p>	<p>第6413条 平面交差点詳細設計</p> <p>1．業務目的</p> <p>平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。</p> <p>2．業務内容</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（11）照査</p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の（13）に準ずるものとする。</p>